

京都府立井手やまぶき支援学校における
校内通信ネットワーク環境整備業務仕様書

京都府教育委員会

1 業務名

京都府立井手やまぶき支援学校における校内通信ネットワーク環境整備業務

2 目的

令和3年9月1日に設置され令和4年4月1日から児童生徒を受け入れる京都府立井手やまぶき支援学校において、昨年度発注者が実施した「府立学校GIGAスクール構想における校内通信ネットワーク環境整備業務」と同様の環境整備を行うことで、ICT教育環境の高度化を実現し、ICTを活用した学習活動充実のために、国がGIGAスクール構想において推進する児童生徒1人1台端末環境に適した校内通信ネットワーク環境の構築を図ることを目的とする。

3 業務内容

昨年度発注者が実施した「府立学校GIGAスクール構想における校内通信ネットワーク環境整備業務」により設計したネットワーク設計を踏まえ、現地調査、基幹スイッチ、フロアスイッチ、無線アクセスポイント（以下「校内LAN用機器等」という。）の設置設定等及び機器の試験等附随する業務

なお、LAN配線については教育庁管理課が別に施工を行うため、配線はそれを活用すること。

(1) 現地調査

校内LAN用機器等の設置位置については、以下(3)で想定しているが、現地調査により、配線ルートを想定した基幹スイッチ、フロアスイッチの設置位置、電波調査により無線アクセスポイントの設置位置について確定させること。

(2) 導入校内LAN用機器等

本業務で設置設定等行う校内LAN用機器等については、昨年度発注者が実施した「府立学校GIGAスクール構想における校内通信ネットワーク環境整備業務」で導入した機器と同じ以下の製品を以下の数量導入すること。

機器	製品型番	設置台数
基幹スイッチ	Cisco Meraki MS250-24-HW	1
フロアスイッチ	Cisco Meraki MS120-8FP-HW	6
無線アクセスポイント	Cisco Meraki MR46-HW	28

※導入する校内LAN用機器等については今後の拡張性も踏まえて次の仕様を満たし、5年以上の機器保証サポートを含むこと。

(3) 校内 LAN 用機器等の設置位置

設置位置については、発注者が別に提示する設置位置参照図を基に設置すること。

(ア) 基幹スイッチ

1 階フロアスイッチへの配線の長さを考慮した位置に設置すること。

既存の京都みらいネットの疎水スイッチが設置されている盤内に設置をする場合には、既存の京都みらいネットのスイッチと干渉することなくかつ適切に廃熱ができる状態で電源を確保して設置すること。なお、既存の京都みらいネットのスイッチと干渉する場合は、既存の京都みらいネットのスイッチを移動させ、適切に設置すること。

(イ) フロアスイッチの設置位置

既存の京都みらいネットのスイッチが格納されている各フロアの EPS 内に設置すること。EPS 内の既存の京都みらいネットのスイッチと干渉することなくかつ適切に廃熱ができる状態で電源を確保して設置すること。なお、既存の京都みらいネットのスイッチと干渉する場合は、既存の京都みらいネットのスイッチを移動させ適切に設置すること。

また、みらいネットのネットワーク（学習系・校務系）を使用するにあたっては、「京都デジタル疎水ネットワーク」と接続する必要があるため、既存の京都みらいネットのスイッチの設定変更等の作業（VLAN の設定等）が必要である。このため、既存の京都みらいネットのスイッチの設定変更にあたっては、「京都デジタル疎水ネットワーク」構築事業者と調整の上実施すること。

加えて、本開通までの期間も、みらいネットワーク（校務系）が使用できるように別途仮開通の対策を講じること。ただし、仮開通に必要な配線作業は含まないこととする。

(ウ) 無線アクセスポイント設置位置

設置位置参照図を基に設置すること。

(エ) 設定・試験

昨年度発注者が実施した「府立学校 G I G A スクール構想における校内通信ネットワーク環境整備業務」により設計したネットワーク設計を踏まえ、設定を行うこと。

事前に試験計画書を作成し、京都府に承認を得ること。

試験計画書に従い、試験を実施し、全て合格であること。

試験した結果は試験結果報告書として京都府に提出すること。

(4) 保守・運用について

保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間、サポート体制について十分に考慮の上、別途、保守費用やサポート内容は受注者にて提案すること。

4 業務上の留意事項

受注者は現地調査・作業に当たり、作業計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

学校内での作業の具体的な日程調整は受注者が行うこと。調整先は発注者が指示する。

学校内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。

活用可能な既存設備はできるだけ流用すること。

作業を行うに際しては、学校内の通信（校務系・学習系のネットワーク分離等）環境に留意して、京都みらいネット構築・運用事業者と協議調整を行うこと。

4 履行場所

京都府立井手やまぶき支援学校
京都府綴喜郡井手町大字井手小字大塚 40-1

5 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日

6 提出書類

(1) 提出物

- ・業務実施計画書（業務工程表を含む）
- ・基本設計書
- ・詳細設計書
- ・導入機器一覧
- ・ライセンス一式
- ・試験計画書及び結果報告書
- ・校内配線図（校内 LAN 用機器等と活用する配線の位置関係を示したもの）
- ・運用管理手順書

(2) 提出方法

ドキュメント等の納品物については、紙媒体及び磁気媒体等（DVD-R、CD-R 等）にて提出すること。また日本語で提出すること。

(3) 提出場所

京都府教育庁指導部 ICT 教育推進課

7 その他

ネットワーク製品本体に5年間の制限付きライフタイム保証が付属していること。

中古物品ではなく、新品を納入すること。

作業実施にあたっては、各種法令を遵守すること。

品質マネジメントシステム（QMS）、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。

学校等の教育機関での無線アクセスポイントを100台以上、無線アクセスポイントのコントローラ構築実績があること。

作業に当たって、疑義がある場合や調整が必要な場合には、その都度発注者と協議すること。